

広池博士と日本法の研究

利 光 三津夫

- I はじめに か否か
- II 東洋法制史家としての広池博士 〈質問3〉 固有名詞の読みをどうするか
- III 日本法制史家としての広池博士 〈質問4〉 意訳の限度はどこまでとするか
 - ① 律と令の研究 ⑤ 大宝令独訳計画——中止に至るまでの経緯
 - ② 広池博士の研究ノート ⑥ 結論
 - ③ 大宝令独訳計画——発端 ⑦ 博士の未完の構想
 - ④ 4個の質問に窺われる広池博士の令に対する理解 IV 法制史研究から道徳科学の研究へ
- V 質疑
 - 〈質問1〉 大宝令でよいか
 - 〈質問2〉 条文に番号をつける

I はじめに

御紹介に預りました利光でございます。本日は広池博士の日本法制史に関する研究について報告させていただきます。

II 東洋法制史家としての広池博士

さて、広池博士が、すぐれた東洋法制史の研究家であったということは、比較的広く世の中に知られております。博士の著述として有名な「東洋法制史序論」、それからそれに続きます「本論」——これらはいずれも博士が博士論文として東大に提出されました著作であります、——この二書が公刊されておまして、博士の東洋法制史に関する研究は著名であります。

ここでちょっと御注意しておきますけれど、東洋法制史のすぐれた研究家ならば、日本法制史のことは当然知悉されていたはずだと、考えられる方があるかも知れませんけれど、日本の学問にはいろいろ伝統がございます、東洋法制史という場合には、これは主として中国と朝鮮の法制を研究対象とする学問と考えられております。即ち日本の古法制は研究の直接の対象には入らないわけでありまして、これは、ちょっと変わったことでありまして、なぜそういうのかと問われますと、実は困るのでありますけれど、伝統上そうなっております。私の友人がインドにまいりまして、「日本におきましては、東洋法制史は非常に進んでおる」と、言いましたところ、いろいろとインド法のことについて質問がありました。ところがその友人はインド法については余りくわしくない。困ったなあ、というわけで、インド人に日本の「東洋法制史」という言葉の中には、インドは入らないんだと言いましたところ、インド人は「インドは東洋じゃないんですか？」と非常に驚いたそうです。これは真にもっともな驚きではありますけれど、とにかく、日本の学問にはいろいろな伝統がありまして、東洋法制史家といっても、それは直ちに日本法制史の専門家ではないことになっております。ですから、広池博士が、日

本法制史家としてどの程度すぐれていたかということは、その東洋法制史に関する知見とは、一応別箇に検討を進める必要があるわけでありまして。

III 日本法制史家としての広池博士

1. 律の研究

博士が、日本法制史について、どの程度研究を進められていたか、ということは、最近に至るまで法制史家の間においてさえ、ほとんど知られていなかったのであります。その一部が知られるに至ったのは、私が、昭和42年に、こちらの研究部において、「倭漢比較律疏」という、いまだ公刊されていない、博士の奈良時代の律の研究を見出し、紹介してからであると考えます。律というのは東洋古代法の用語で、大体今日の刑法にあたると思えていただければ、結構であります。

この「倭漢比較律疏」が、日本律の研究として、如何にすぐれたものかということについては、前に出版されました内田智雄博士編「広池博士記念論集」に私の紹介文が収められております。博士の学問について、関心を抱かれる方は是非御一読いただきたいと思っております。さて、律につきましては、このように既に研究を発表しておりますので、今日はこれに続きまして、博士が律と並ぶ法典である、「令」の研究をどの程度すすめられていたかということをお報告し、博士の日本法制史に関する研究が優秀であることを、更に証拠だてておきたいと思っております。

2. 令の研究

① 律と令の研究

博士の研究を紹介します前に、ここで律令という法典について一言しておきます。

法制史家の間では、普通、奈良時代に編纂された律令という法典は、律は

刑事法であり、令は行政法と民事法だというふうに説明されております。これは必ずしも間違いではありません。内容は確かにその通りであります。しかし、奈良時代の人達の理解によりますと、それは令というのは、行為の前に禁止すべきことを禁止するのが令である。それに対して律はその裏返しであって、すでにしてしまった行為、これに対してどういう評価を与えるか、例えば違法行為を犯した場合には、どういう刑罰を与えるかということ、これを決めているのが律であるというように理解されております。これもまた、この法典に対する別方面よりの理解であります。因みにいいますが、奈良時代にもやはりいろいろと理屈をいう法律家がおられて、律令というのはけしからんではないか、令の方が前ですから令律というべきだと、そんなような議論をしている人もおります。

さて、律と令は、当時このように理解されておりましたから、その二法典は要するに車の二つの輪みたいなもので、両方揃って一定の機能を果たすべきものと考えられていたのであります。奈良時代における律令法典に対する考え方は、このようなものであります。従って、日本法制史家としてこの法典の研究を進めるには、律と令とを、平行して研究を進めていかなければならないわけでありまして、実際には必ずしもこの通りにはまいりません。故に、博士が律の研究家として優れていたからと言って、必ずしも令の研究家として、直ちに優れていたということは断定できないのであります。博士がたて前通り、どの程度令の研究を進めておられたか、今日の私の御報告は、それを中心として行きたいと考えております。

② 広池博士の研究ノート

さて、これは一般論であります。ある研究家の業績を評価する場合に、どういうものが一番いい資料になるか、と言いますと、それは言うまでもなくその人の著述であります。その人の書かれた書物が残っておれば、それを中心として評価すべきであるということは、これは当然のことです。ところが広池博士は不幸にも令につきましては、かような著述を残されておらないのであります。それならばかかる場合に、学者の研究の進み具合

を、何によって評価するかと言いますと、次に考えられる資料は研究上のノートであります。

ところが困ったことに、この研究上のノートというのは、多くの場合、残らないのが普通でありまして、学者が死にますと、大概焼かれてしまうか又は、ひどい場合には紙くず屋に売られてしまうか、そういうことが多いのであります。私も終戦の混乱期に大学者が亡くなられたあとに、先生のノートがりんごを包む紙にするために、たたき売られているのを見まして、そぞろ情無く思った経験がございます。普通、学者の遺族は本は大事にしてくれます。それから残された原稿、これも大事にしてくれるのが普通であります。ところが、ノートに書かれている心覚えというものは、読んでみてもわからないことが多いのです。これは同じ専門家が見ても、わからない場合があるのであります。ですから、なんだかわからないということで、散佚してしまうのが普通なのであります。

ところが、非常に幸運なことには、広池博士のノートは、そっくりそのまま、本大学に保存されております。その理由は何かと言いますと、博士がこのノートを、このあとすぐお話ししたしますところの大室令独訳計画——当事者間でそのようにいわれておりますので、敢てそのままの用語を用いておきますが、——即ち令をドイツ語に訳す事業、それに利用するために整理してとっておかれたからであります。その上、これは幸か不幸かという言葉を使うべきでありましようけれど、この事業は、途中で挫折いたしました。そのために博士は、この事業の再開する時のために、それをそっくりそのまま、保存されておったのであります。かような実例は極めて稀でありまして、このことは日本法制史の歴史を調べます上において、極めて幸運なことであったと言わねばならないと思うのであります。

私も随分、学者の御遺族の家を廻りまして、研究上のノートを調べてまいりましたけれども、このような完全な形でそっくり残っているというのは、非常に稀であります。まあこの点非常に幸運であったと、言い得ると思うのであります。

さてそれでは、その研究上のノートと言うのは、どんな様式のものかと言いますと、その一つは、江戸時代に塙保己一が出版しました「赤本」——赤本というのは別にマルクスに関係のある本ではないので、唯表紙が赤いので我々が赤本と呼んでいるのでありますが——この赤本の「令義解」——「令義解」というのは、律令の令を注釈した平安時代の法律書であります——これに博士が書込みをされたものであります。さて、赤本の令義解という書は、それ自体は今日それ程珍しい本ではありません。この史料の価値は、博士がその書に大量の書込みを加えられているという点にあるのであります。

さて、博士のノートの二は、右の赤本に付けられておりましたところの「令義解＝関スル覚書」というものであります。これには明治38年6月の日付けが入っておりますが、要するに、この頃書かれた雑記帳だと考えていただければ結構であります。本大学には、こういうものが残っているわけでありませぬ。

以下まずこのような研究ノートが、作られた動機となった大宝令のドイツ語訳事業というのが、どんなものであったかを、その経過をたどりながら説明し、あわせて博士の令の研究が、このような事業を通じてどの程度にまで向上して行ったかを、お話ししていきたいと考えております。

③ 大宝令独訳計画——発端

さてこの大宝令独訳計画の発端は、当時ベルリン大学の教授でありました、ヨセフ・コーレル——この人は法制史家として有名でありまして、「法の一般的な歴史」という著書があります。——この人が日本の穂積陳重博士に対しまして、日本の古代法典である律令をドイツ語に訳してくれないかと、申し込んできたことであります。その時期は明治35年頃であったと考えられます。因みにいいますが、西欧の学者は東洋の研究をします場合に、その国の言葉をあまり勉強いたしません。それよりも、その国の言葉を自国語に訳させまして、それで研究いたします。これは日本の学者とだいぶ違うところであります。日本の学者が例えばアメリカ法の研究をする場合には、英語を日本語に訳してもらってそれで研究をするというようなことはいたしま

せん。彼等はまず、英語の勉強から始めます。そして、むこうの論文を読み、資料を読んで研究をいたします。ところが、西欧の人達に言わせると、そんなことでは人の一生は有限ですから、すぐ経ってしまって、研究が進まない、それよりかその国の人間を雇って、どんどん訳させた方がいいと考えるようであります。この辺が、西欧の学者と日本の学者との一つの気風の違いであります。

ある西欧の学者が日本の学者のことを笑いまして、日本の学者というものは、重武装した日本の陸軍の歩兵のようだと申しました。即ち鉄砲をかついで、食糧を持って、その上シャベル、水筒までも持っている。ですから一人一人になっても、ちょうど横井さんのように生きていけるんですね。しかし、残念ながら行動が敏活でない。英語もできドイツ語もできフランス語もできる。しかもその上、その国の法律の勉強もするというのは、ちょうど重武装した日本の歩兵みたいなものだ。それに対して、我々は、軽武装の例えば自動小銃なら自動小銃だけ持った歩兵みたいなものだ。食糧は後方から別の兵隊にかつがせて行く。それだから能率的なのだ。この辺が両方の考え方の違いであります。こういう話しもございます。イギリスの有名な歴史家が日本にまいりました時に、日本人の学者が招待されて行きますと、その人は非常に愛想よく、一人一人に握手しまして、あなたの論文はよく読んでいってくれたそうです。それを聞いて日本の学者は、みんな非常に喜んだそうですが、どうしてそんなに日本語の論文を読んだのかと聞いたところ、彼は全然日本語が出来ず、日本の二世に全部訳させて読んでいたそうです。ですから、日本の学者にとっては、研究の必要上、向こうの学者に対して原典を翻訳してくれと頼むことは、およそ見識のないことですが、西欧の学者であるコーレルとしては、それはごくあたりまえのことであって、ごく気軽に穂積先生に頼んだのであろうと思われませぬ。

さて、穂積博士は、これを引き受けられました。そうして、その日本語訳のために、東大へ話しをもって行かれたのであります。当時、東大の法制史研究室の主任は、宮崎道三郎先生でありました。宮崎先生は、日本における

比較法制史の開拓者として有名であり、しかも、その下には、助教授として中田薫先生がおられました。当時の東大の研究室はきわめて充実していたのであります。恐らく穂積先生は、ここへ持って行けば大丈夫だろうと、お考えになったものと考えられます。ところが意外にも、宮崎先生は辞退されてしまいました。その表面の理由は人手不足ということではありますが、当時の東大の研究室の充実ぶりよりして、そのようなことは考えられません。恐らくは宮崎先生は、この仕事の「労多くして、功少きこと」を見通されたものと考えられます。さて、東大に断わられたために、そこで数年、穂積博士はこの仕事をほっておかれたようであります。ところが数年後、コーレルの息子が日本に漫遊に来、あの話はいったいどうなったのかと、父から言われていると言っている、催促したようであります。そこで穂積先生は非常に困らされて、そこで広池博士に令を現代語に訳してくれないか、という依頼をされたのであります。それに対して広池博士は、直ちにそれを承諾されたというふうに、当時の本には書かれております。これからみても、広池博士がいかにも令の研究について、自信があったかということがわかると思います。地方におられて東大の状態を全然知らないという場合なら別であります。当時もう広池博士は、東京に出てこられて、佐藤誠実先生のもとに、また穂積先生のもとに法制史の研究を、本格的にすすめられておりました。このような状態の下において、当時の東大ですら断った仕事を、引受けられたということは、博士が当時いかに自信に満ちていたかということを、示しているのであります。

④ 4個の質問に窺われる広池博士の令に対する理解

さて、広池博士は、穂積博士の依頼を38年の2月に受け、それから4ヶ月間ぐらい、じっくりと考えられたようであります。そうして38年6月に作業着手に際して、確定しておくべきことを——共同研究ですから、約束ごとを先に決めておかなければなりません、——穂積先生に手紙で質問しておられます。

その内容は、第一が、本当に書名を「大宝令」という名前にするのかどうか

かということ。大宝令独訳計画と、おそらく穂積博士が名づけられたのでしょう。しかし、むこうに出す原稿に「大宝令」という名前をつけるのかどうかということ。このことは、あとからなぜそのような質問をしたのかということ、を、御説明します。

それから2番目に、古代法の条文には、現行法のように第1条、第2条というような条数はつけられておりません。それをつけるのかどうかということ。

第3番目に、固有名詞に対する読み方ではありますが、ドイツ語に訳するためには、読み方を確定しなければなりません。これをどうして決定するのかということ。

それから第4に、ただ条項を直訳しただけではドイツ人には、何にもわかりませんから、意訳するとしても、どの程度意訳をするのかということ。

以上4つのことを質問しております。この質問は、穂積先生もこの手紙を見て困られたことと思われまゝ。なぜかという、この質問事項はいずれも「肯綮に当る」と言いますか、非常に痛いところをついておるのであります。現在でも我々が律令を外国語に訳すとすれば、越えなければならぬ高い壁を、ほとんど全部ここで言い当てているのであります。ですからこの質問は、4ヶ月間いかに広池博士が、このことについて熟考されたかということ、を示しているのであります。またこれは、広池博士が律令について、いかに深い理解を有していたかを示す証拠の一つでもあります。

〈質問1〉 大宝令でよいか

博士の律令に対する理解度が高かったことを示すものは、第一番目に、まず、大宝令と称してよいかどうかを聞かれているのであります。これは当時としては、律令学上の大問題でありました。なぜかという、当時、一般に大宝令と称せられていた法典が果して大宝令であるか、養老令であるかということは、明治38年代においては、いまだ確定せられておらなかったからであります。

現在は、この法典が養老年間にできた養老令だということは、ほぼ通説と

なっております。ところがむしろ明治38年現在においては、大宝令だというほうが通説であったのであります。それではなぜ大宝令とするのが通説かと言いますと、これにはいろいろ理由はありますけれど、その最大のものは、主唱者の問題であります。すなわち、有名な律令学の祖と言われたところの、^{かだのあづまの}荷田春満の^{ありまろ}養子の在満という人、この人が今の令は大宝令だと言い出しました。それ以来多くの学者は、荷田家の学の権威の下に、それに従ったのであります。

ところが明治30年に入りました頃から、研究が進みまして、どうも現存の令は大宝令ではなくて養老令らしいということが、新進の学者によって主張されるようになりました。恐らくは、穂積博士は大宝令説をとられていたものと考えられます。ところが広池博士は、この新説にふまえて、本当に大宝令という名前にしてよいのですかと、聞かれたわけであります。このことは、広池博士がこの問題について、慎重な態度をとっておられたことを示しております。なおこの大宝令、養老令問題は、このまま大論争が続きまして、それに決着がつくのは大正の始めであります。

〈質問2〉 条文に番号をつけるか否か

それから、次が条文に第1条、第2条という条数をつけるかどうかということであります。こんなことは簡単なことだと思いになるかも知れませんが、ところがこれがまた、困難な問題なのであります。現在、律令の注釈書を作ろうという計画が、学界の一部において進められております。その研究会の様子をこの前、京都の学者に聞いたのですが、論争の中心は何だと聞いたところが、いや最大の問題の一つはこの条文番号をつけるか、つけないかの問題だと言っておりました。

このことは条文ごとに、第1条、第2条と並べていけばいいだろうと、そうお考えになりましょうけれども、奈良時代の人達はそれなりに、条文番号の付し方を考えております。律令には、各編の初めに凡そ何条というように、その編の中の条文の数が書いてあります。ところが我々が現代的なやり方で、第1条、第2条というふうにつけていくと、計算があわないことにな

ります。なぜ合わないかという、当時の条文番号のつけ方は、条文の途中で行が変わります、これを拾頭と言いますが、行が変わるごとに条文の数を付けて行くわけでありまして、条数というのは、そのような勘定の仕方なのであります。従って、現在の我々が法律に付されている番号数のつもりで、番号をつけますと合わないのであります。

合わなくてもなんでもいいから、便宜上、現代式につければいいじゃないかと、お考えになりましょうけれども、当時の人達が、前申しましたふうに条数を考えていたのには、それだけの理屈があったわけでありまして。それを訳に当って、勝手に壊していいのかどうかという問題が出てくるわけでありまして。

まあ、最も好い妥協の方法というのは、二通りに条数をつけることだと思います。第1条だけれども実は第2条であるとか、第5条だけれども実は第7条であるとか。そうすれば正確ではありません。しかし、それでは番号を付ける意義が半減します。結局、問題が複雑になるだけのことです。ですから、広池博士がここで言われている条数をつけるのかどうかということ、これもまた重大な問題のわけでありまして。

〈質問3〉 固有名詞の読みをどうするか

それから、更に問題なのは、固有名詞をどう読むかということでもあります。

まず、第1に出てくることは、音で読むのか、訓で読むのか、ということでもあります。例えば、律令には、刑事法を適用する役所として刑部省というのがあります。これは、音で読めば「ケイブシヨウ」或いは「ギヨウブシヨウ」であります。訓で読めば「ウツタエ、サダムルノツカサ」と読んでいたらしい。または「ウツタエコトワルノツカサ」とも訓じていたらしい。更に困ったことにはまだ読み方がある。「ウツタエタダスノツカサ」とも読む説もあります。このいずれを採用するか。このことは、漢字で書いて何も仮名をふらない場合には、それで直ちに解決してしまいます。

ところが、ドイツ語に訳そうと思うと、漢字で書きつはなちという訳には

まいません。これは、ちゃんとドイツ人に分るように、ローマ字で書かねばなりません。それを、どうやって一つ乃至二つに統一するかということ、これは、非常にめんどろな問題であります。

この律令の読み方については、奈良時代においてどう読んだかということは、分からないことが大部分なのであります。今日我々にわかることは、平安朝以降の中世の学者が読んでいた読み方だけであります。しかも、中世以降、いわゆる御家元というのができまして、律令学についても御家元が出来ました。そして、その御家元によって読み方が全部違うのですから事はめんどろであります。その上、このような訓は、「一子相伝」と称しまして、いわゆる、一番きにいった弟子だけに伝えられ、非常に価値があるものとされていきました。即ち、他の学者は実は素人なので、実はあれは「ギョウブシウ」と読むんだ、というような教え方が長い年月続けられてきたわけでありまして、我々でも、律令を誰に習ったかによって、その読み方が違うというようなことが残されています。

例えば、これはちよっと違う例ですけども、律令の注釈書には条文の解釈が付されていますが、これは「謂」という字で始められています。これからが注釈であるという区分のための用語であります。ところが、東京のある種の師匠をもった学者は、これを「いうところは……」と、この「イウ」という字を「いうところは……」と読みます。ところが、関西の学者は多く「なににという」とひっくりかえして読みます。それから、ある種の学者は、「おもえらく……」と読む一派もあります。ですから学会で、令の注釈書を読みます時に、それぞれ読み方が違うことさえあります。勿論中世、江戸時代とは異りまして、現在はお互いに理解し合っているのです、それについて争うということはありません。それどころか案外便利だと言う人さえ存在しております。なぜかと言いますと、発表している若い人がそれを読んでいるのを聞いただけで、ああ誰のお弟子さんだなあと言うことが、すぐ解るということであって便利だと言う人も存在しております。しかし、中世以来の音訓

は、そんな笑い話じゃないんで、他の連中は全て素人だ、何も知らんのだ、この読みこそ真実の読みであるぞよと、教えられているわけでありまして。ですから各々百万言を費したような理屈が、その音訓にくっついているわけでございます。即ち「ウッタエタダスノツカサ」と読もうと、「ウッタエサダムルノツカサ」と読もうとどっちでもよさそうに思いましょうけれども、実は大きな問題でありまして、それをどう決定するかは、真に困難であり、博士としてはこれをどうしたらよいかを質問されたわけでありまして。

〈質問4〉 意識の限度はどこまでとするか

それから、次は更にめんどろな問題なのでありまして、文章の意識をいったいどの程度の範囲にとどめるかということでありまして。例えば、職員令には太政大臣の職掌が書いてありますけれど、これには陰陽を變理するという、こういう職掌がでてまいります。これなんかこれを文字の通りにドイツ語に訳したってわからんですね。「陰と陽とを、よくあうようにして……」といっても、いったいどうしてこれが現代の総理大臣にあたる、太政大臣の職掌にあたるのかということとは分かりません。それを理解するためには、特殊な中国的な知識が必要であります。

そもそも中国の皇帝というものは、場所、時を支配すると同時に、気候をも支配することになっております。要すると、気候が不順だということは、結局のところは、それは為政者の責任であるという考え方が中国の古代より存在しております。そして、この考えは、今日でも我々の頭をある程度支配しているので、嵐がおきて堤防が切れたりなんかすると、それは総理大臣の悪政の結果である等と書いてある新聞がありますけれど、確かにそれは、右のような古代中国的思考に則ったものであります。日本のマスコミというのは、表面はなかなか革新的ですが、あれで結構、東洋的な思考方式をします。これ等は非常に興味深いことです。

それはともかくとして、この陰陽を變理しという言葉は、為政者が気候を支配するという考え方に基いたものであります。さて、気候の不順が皇帝の責任であるということは、漢以降は、これを大臣の責任に転嫁されてきまし

た。ですから、令においては、臣下の一番上の、太政大臣の職掌として陰陽を變理し、即ち陰陽をよく整える、気候をよく整えるということがでてくるわけでありませぬ。

以上のことなどは、意識するのに、実に大変だろーと思われませぬ。まず、中国の初期の思想から説き起して、そして、それが大臣の責任に転嫁されてくる経過、それが説明されなければなりません。恐らくは、これなどはドイツ人にこれを理解させるために数万言を費す必要があると考えられませぬ。ところが、注釈には、やはり紙数の制限があります。ですから博士としては、一体これをどう取扱ったらいいのか、ということを質問されたわけでありませぬ。

なお、この質問から見ても、博士という人は、物事をいい加減にすませぬことができな性格をもっていたことがよくわかりませぬ。

さて、上記の四つの質問に対して、穂積先生がなんと答えられたかはよくわかりませぬ。それについての返事の手紙は残されておらませぬ。恐らくは、私はお答えにはならなかつたのだらうと思ひませぬ。具体的に答えようがありませんから、よろしくまかせ、といったところで御言葉をにがらせたものと考えられませぬ。

ですから、その後広池博士は、この問題をどう取扱うかを考へ随分苦労されたようでありませぬ。ここで博士は、多量の令についての参考書を集められませぬ。それを読破し、さらに研究を進められませぬ。このことは、研究ノートを読んでおらませぬと、まざまざとわかつてくるのでありませぬ。それには、まさに努力のあとがにじみでているようでありませぬ。この時に博士が、参照せられた資料というのは、書名だけわかつておらませぬけれども、非常に多数のものでありませぬ。現在、律令の注釈書を書こうとする場合、読むべき資料としては、これ以上のものというのは、その後発見された二・三のものしか私は考へつきませぬ。明治期において博士は、関係史料のほとんど全部を読まれているのでありませぬ。書物の普及があまりなされていなかつたこの時代において、よくこれだけの書を集められたものだと思ひ感心するしだいでありませぬ。

⑤ 大宝令独訳計画——中止に至るまでの経緯

さて、この大宝令独訳計画は、その後どうなつたかと言ひませぬと、明治38年の6月以降、だいたい月に2度ずつ会合を開いていたようでありませぬ。そしてまず、^{かんいりょう}官位令から始めませぬ。博士が現代日本語に訳していく、それに対して、穂積先生がそれを聞かれてある程度の訂正をする。それを、津軽氏という人——この人は、津軽の殿様の嫡子です。もとは、近衛家から出た人で、後津軽家へ養子に入った人でありませぬ。この人は、13の時にドイツに行きませぬ。10数年間ドイツにいたという人ですから、日本語よりはドイツ語のほうがうまかつたときえいわれておらませぬ。——この人が、ちょうど穂積先生の許に出入りしておらませぬしたので、この方がドイツ語に訳す。そういう形で作業が進められませぬ。

そして、約2年後の明治40年、夏ごろまでに、^{がくりょう}官位令から学令までだいたい300条——令は全部で1000条余ですから300条という、だいたい3分の1です——この位の原稿ができあがつたようでありませぬ。2年間でこれだけ進むというのは、驚異的なことでありませぬ。そのことは、博士の日本令の訳し方が、非常に正確で早かつたということが一つ、もう一つ考えられることは、津軽氏が、ドイツ語に非常に堪能であつたということ、この二つがもたらした成果であると思ひられませぬ。

とにかく、非常なスピードで事は進められているのでありませぬ。我々としては、博士が、38年から40年にかけて、そんなに早くどうやって仕事を進められたのであろうかと不思議に思ひる程でありませぬ。当時、博士は古事類苑の仕事をされておらませぬ。それから、博士論文を書かれるために、すでに例の東洋法制史の研究を進めておられたはずでありませぬ。そうすると、まず、それ以外に研究をする時間はないと思ひねばならないのでありませぬ。午前中を古事類苑にあてて、午後から博士論文にかかつて、夕飯を食べてからこの令の仕事にかかる、と言ひば簡単ですけれども、人間というものは、そんなに頭の切り替えをつけることはできません。博士がどうやってこの令の仕事についての原稿を進められていたのかということ、まさに一つのなぞなの

であります。ただ解ることは、この後に、博士が病気になる、これは当然のことだと思ふのです。こんなことをやったら到底健康はもたないのあります。

私も、学位論文を書いた経験がございますけれども、その時は、3年間それにかかりきりでありました。学校の方の授業は一週間に一回しか当時はありませんで、低賃金、低労働と言っておりましたけれども、そういうふうな状態で、あとはもう学位論文を書くことだけに、唯々時間を費しておりました。それでも、後に身体が悪くなって、それ以降ずっとあんまにかかるようになった有様であります。私はそうとう頑健な身体の方ですけども、それでも、研究というのはこたえる仕事なのでありまして、当時すでに、比較的病気がちであった博士が、他の多くの仕事と平行してこの研究を進められたことは、まさに命がけという外はありません。博士が後に強度のノイローゼにかかれたということも、一つはこういう激しい無理な勉強の結果であったと考えざるをえないわけであります。

さて、広池博士は、かようにして非常な努力の下に多くの本を読んで研究を進めていかれ、そうして、日本令の原稿をつくられたのであります。その稿には、しばしばかような博士の苦勞をしのばせるものがみえております。例えば、綾錦の綾という織物。これは、漢字で書けばそれまでのものでありまして、日本人には簡単に理解できます。しかし、これをいったいどう訳したらよいのか。博士の書込には、これについて非常に長い時間をかけて考えられた跡が残っております。そして、その結果博士は、隆起せる紋様ある絹物 (A silk stuff with raised figures) というような訳を考えられておりますけれど、これだって大変な苦勞だったろうと考えられます。この外にも日本令には、もっともっと、ドイツ人には理解できないような用語がでてまいりますから、博士の苦勞たるや非常なものであった、ということが言えると思ふのであります。

さて、この大宝令独訳計画は、だいたい40年の末頃まで続けられまして、その後打ち切られております。その理由はいろいろ考えられますけれども、

その最大のものは、津軽氏が伊藤博文に頼まれまして、40年の秋に、韓国統監府、当時朝鮮にできました役所でありましてけれども、ここへ転動になりましたが、これが最大の理由だったようであります。津軽氏は、京城から手紙をよこしまして、そのあとも独訳事業の方は進めたいということを書かれておりますけれども、やはり、多忙な公務がこれを許さず、ことは次第に消滅するというような形になっております。広池博士としては非常に不本意であったろうと思ふのであります。けれども、40年の暮れ頃に、「学令」という編、これを最後にして打ち切りとなっております。

それでは、それまでに完成していた原稿はどうしたかといいますと、穂積博士はこれをまとめまして、第一期翻訳書と名付けまして、それをドイツに送られたそうです。しかしながら、その本はついに公表せられませんが、その原稿がどうなっていたかということは、現在、全然わかっておりません。先ほども、研究部の方とお話ししたのでありますけれども、私は3年後か4年後にドイツに1年間まいりますので、その時に、一応は探してみたいと考えておりますが、残っておるかどうかわかりません。

それから、日本語の原稿は、おそらくは、穂積家か津軽家に保存されたのだらうと思ふけれども、これも現在は残っているかどうかは判然としません。穂積先生がなくなられた後の、書籍目録を見ましたけれども、それには、掲載されていないようであります。ですから、今日、本大学にありますところの、広池博士の研究ノートは、この事業の経過および関係者の苦心、特に広池博士の苦心を示す、ほとんど唯一の資料でありまして、この点、非常に貴重な資料であるということが言えると思ふのであります。

⑥ 結 論

さて、大宝令独訳計画の話はこのくらいにしまして、それでは、この研究ノートから窺える、博士の令に対する理解度について一言しておきたいと思ふます。

結論から言いますと、それは当時の水準からみて、きわめてすぐれたものであるということが言えます。だいたい私は博士の研究は、大正の終りから

昭和の始め頃の学者の水準にまで、達していたと思います。ですから50年ぐらい、先に進んでいたということが言えると思うのであります。

博士の書入に従って、各制度の解説を読みますと、必ずでてくることは、日本の律令と唐の律令の比較からはじまりまして、日本令の特徴を書き、それから内容にうつり、それからその制度が奈良時代のはじめから平安朝に至るまで、どういふふうに変遷したかという、凡そこのような形式で、叙述が進められております。日本令の注釈書は、江戸時代以来、多くの学者が書いておりますけれども、その内容というのは、多くは日本令の用語の説明に終始しております。歴史的な変遷というようなことには、注釈者は多く、全然興味を示しておりません。ところが、博士の著述の仕方というのは、そういう形でありまして、これより推して、博士の学問は有職故実的な、即ち江戸時代的な法制史をはなれまして、近代的な法制史の特徴をそなえている、そういうことが、言えると思うのであります。

その詳細につきましては、私は近いうちに、「広池博士とその律令学」という論文を書きまして、発表する予定でございますので、御興味のある方は、それを御一読いただきたいと思ひます。

⑦ 博士の未完の構想

それからもう一つ、この研究ノートにおいて、みのがすことのできないことは、博士が、大宝令独訳計画を通じて得た令の知識、これを総合しまして、「大宝令の研究」という大きな本を書かれる予定だったということがうかがわれることであります。なぜそういうことがわかるかと言いますと、ノートに、この「大宝令の研究」という題が書かれまして、このあとに、ずうっと目次がでてくるのであります。そしてこの項目にはこういうことを書く、この項目にはこういうことを書くというふうに、その目次には著述の予定が記されております。

さて、その目次は、実に構想大なるものでありまして、まず中国の律令から説きおこして、そうして、日本と中国の律令との違いに移って、それから内容に移って、変遷に移るといふ形式がとられております。それからその間

には、日本の法律家の伝記も入ることになっており、非常に大部なものなのであります。

恐らく博士としては、40年から42、3年にこの独訳計画を終えまして、その後、この著述をものしようと、そういうふうな計画をたてられていたと思われまふ。この構想どおりの本ができあがりまして、それは明治時代の研究としては、非常にすぐれたものでありまして、博士の名は、まさに日本法制史家として不朽であったと思ふのであります。40年以降、博士が、法制史の研究を廃せられたということ、これは、博士のその構想のあとを見るものにとっては、まさに惜みてもあまりあることだと言わざるをえませぬ。私は先に、「倭漢比較律疏」の研究におきまして、40年以降、博士がほとんど準備が完了していたにもかかわらず、律の研究をやめられたことは、実に残念だ、と言うことを書いたことを記憶しております。そのことは、今申しましたように、同時にまた、令についても言うことができると思うのであります。

再言いたしますが、殆ど、資料は整い著述の準備もまた整っているのであります。学者にとりまして、一番困難なことは、資料を集めることでありまして、それ以降、それをまとめて書くということは、それほど困難なことではありません。従って博士にとっては、実に日本律令の研究という仕事は、その殿堂に入って、成果を握るのは、まさに時間の問題であるという段階まで進められているのであります。それにもかかわらず、研究をやめられてしまったということ、これは博士の健康上の問題もありましょけれども、非常に惜むべきことであつたと、いふふうに私には思えてならないのであります。

Ⅳ 法制史研究から道徳科学の研究へ

私には、博士がこの後進められました、道徳科学の研究につきましては、全く門外漢でありまして、これを語るべき資格を何もっておりませぬ。た

V 質 疑

だ、私の申したいことは、博士の道德科学の研究というものは、博士が白紙からこれに入られたわけではない、一流の法制史家になるという機会を捨ててこれに入られたということでもあります。これは、大いに考えなければならぬ問題であります。一流の学者になる、一芸に秀でるといふことは、学者にとりましては、非常に魅力の大きいことでもあります。現在の私は、まだ、とてもとても一流といえるものではありません。それでも現在の地位を捨てて、他にどんなよい仕事があると言われても、それにつく意志はありません。病気になるれば、それは療養はいたします。そうして、恐らく数年間療養すれば、またもとの仕事にもどるだろうと思います。その位研究者にとっては、専門学問とは魅力大きいものなのであります。また、資料を集めたものを、書かずに置いておくなどという無欲なことは、とても私にはできません。私は、資料を集めたら必ず書くことにしております。そして、論文が完成すれば、一日も早く出版して、世に問いたいという野心を常にもっております。

ですから、博士の、それ以降の研究というものが、非常に大きな犠牲の上に、学者としての欲望をおさえた非常に大きな犠牲の上になつてゐるということは事実だと思うのであります。

道德科学の研究が、それに値するほどの、大きな魅力のあるものであつたかということ、それを研究したことのない私にはほとんどわかりません。これはむしろ、その道德科学の研究をなさつてゐる方々がお考へになつていただく方が、はるかに正確な答へがでるのではないかと思います。

40にして、博士と違ひまして、法制史家の地位を捨てる気の毛頭ない私には、それは、一生かかつても、わからないことだろうと考えております。まことにざつぱく報告でございますけれども、これをもって終らせていただきます。

浅野 広池博士の今のお話の令の研究と、「倭漢比較律疏」これとの関係は、どういふふうにかへたら、いいのでしょうか。

利光 「倭漢比較律疏」とこの大宝令独訳計画でございますね。「倭漢比較律疏」は博士が最後にこれに手を入れられたのが明治39年であります。そして博士が「倭漢比較律疏」の著述——これは戸田という人の研究が土台になりまして、その上に博士が研究を更に進められたものなのですけれども——それはだいたい明治25、6年から始められて、30年代に進められていたようであります。ですから、令の研究とはほぼ平行して進められていたと思ふのです。律令というのは、今申しましたように、車の両輪のようなものでありますから、その研究は本来平行して進められるべきものなのです。ですから、博士も恐らくは、平行して進められていたのだらうと思ひます。そうして最終的には、博士は、令の研究だけでなく、律令の研究という本を書かれる積りだつたんじゃないかと思ひます。「倭漢比較律疏」の序文を読みますと、そのようなことがでてまいります。

中尾 「令義解」には、どういふ書き入れがされておりますか。そして、それは今日どんな意義をもつておられますか。

利光 赤本の「令義解」にでてまいります書き入れの最大のものは、先程申しました、読みをどうするか、という問題でありまして、それまでの学者の読み方、それが全部、出典を明らかにして書きこまれております。それから、制度ごとに書き入れが行なわれてあります。例えば刑部省なら「刑部省」、太政官なら「太政官」というところに書き入れが行なわれてあります。博士は本をバラバラにされまして、そうして紙を挿み、先ず資料を写して、その後はずつと解説を書かれてあります。いつか研究部の方で機会がありましたら、あの研究上のノート（「令義解＝関スル覚書」）と一しょにこの本を、展示に出されるとよろしいと思ふのでございますけれども。実物を御覧になれば分りますが、その書き入れは、非常に詳細でありまし

て、本の余白が朱のために真赤になっております。

中尾 そうすると、我々が本へチヨコチヨコと書き入れる、あんなものではない訳ですね。

利光 いえ、そんなものじゃありません(笑)。恐らくそれをみながらですね、どんどん原稿が書ける程度のもので。原稿を書きます場合にそういうものを作らないと、あっちの資料を見たり、こっちの資料をみたりして、机がいっぱいになってしまいます。ですから、その不便をさけるために、先にそれをまとめてノートにとっておいて、それから、原稿をつくるわけがあります。

司会 先程話がありました赤本、青本「令義解」と、更に近く発刊されます「大唐六典」共々、本館内の研究部の資料室に、ただいま展示中でございます。3階です。30日まででございます。このお昼の休み時間にも御覧いただけますと幸いです。何かまだ……。時間がありますから。

利光 ちょっとご説明しておきます。青本「令義解」というのは、家光の慶安年間に、京都の人が出しました「令義解」です。これには博士の——多分博士が令の研究をされた最初、明治20年代の書き入れだと思うのですが——その書き入れが残っております。

なお、青本というのは、これは何も特別の意味があるわけじゃなくて、先程申しましたように、表紙が青いから青本というだけです。青本「令義解」のことを、別名京本とも申すことがございます。なぜ京本というかと言えば、京都で出版されたからです。それに対して赤本「令義解」のことを、これを稿本とも言います。これは稿保己一が出したからです。